

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び
特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条の規定による書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

工程 ごとの 作業 内容及 び 解体 方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用

(受注者の見積金額：直接工事費)

円(税抜)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

※受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)

※この欄に書ききれない場合は、別紙に必要事項(特定建設資材廃棄物の種類、施設の名称及び所在地)を記載し、この書面とともに契約書に添付してください。

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

(受注者の見積金額：直接工事費)

円(税抜)